

---

令和5年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第4日)

令和5年12月18日 (月曜日)

---

議事日程 (4)

令和5年12月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第47号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第48号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第49号 芦屋町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第50号 指定管理者の指定について
- 第5 議案第51号 障害者支援センターさくらの財産の譲渡について
- 第6 議案第52号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)
- 第7 議案第53号 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)
- 第8 議案第54号 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第9 議案第55号 令和5年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第10 議案第56号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第5号)

---

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭      2番 田中 太      3番 香田 一之      4番 長島 毅  
5番 萩原 洋子      6番 本田 浩      7番 松岡 泉      8番 貝掛 俊之  
9番 妹川 征男      10番 辻本 一夫      11番 川上 誠一      12番 内海 猛年

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 横田 和雄      書記 山城 朋美

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

---

【 傍 聴 者 数 】      1 名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第 1、議案第 47 号から日程第 9、議案第 55 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員会委員長 本田 浩君

令和 5 年 12 月 12 日、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 47 号、満場一致、原案可決。

議案第 52 号、満場一致、原案可決。

議案第 53 号、満場一致、原案可決。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

以上で報告が終わりました。

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員会委員長 萩原 洋子君

報告第 16 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 48 号、満場一致、原案可決。

議案第 49 号、満場一致、原案可決。

議案第 50 号、満場一致、原案可決。

議案第 51 号、満場一致、原案可決。

議案第52号、満場一致、原案可決。

議案第54号、満場一致、原案可決。

議案第55号、満場一致、原案可決。

以上、報告終わります。

**○議長 内海 猛年君**

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、総務財政委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、民生文教委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第47号の討論を許します。川上議員

**○議員 11番 川上 誠一君**

議案第47号、芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論を行います。本議案は将来にわたって国民健康保険の安定的な財政運営を行っていくため、県が定める国民健康保険運営方針に基づき、県が示す国保基準——税率に合わせるよう税率を改正するものです。税率改正においては、被保険者の負担が急激に増加することがないように段階的に改正するとしていますが、県の標準保険税率に合わせるため、8年間に4回、国保税を値上げするルールが引かれています。国保事業が構造的な問題を根本的に抱えていることは、既に誰もが理解するところであり、国保事業が赤字を生むのは行政や住民に起因するのではなく、国からの補助金額が減額されてきたことに起因するものは明らかです。国は持続可能という言葉で社会保障を減らし続けてきました。国保の統一加入を強行し、これまで自治体が住民負担をこれ以上増やさないよう努力してきた一般会計からの赤字補填をやめるように、と強制しています。国には自治体独自が決めた施策に口を出す権限はないはずで、1958年につくられた国民健康保険法は、

この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与すると明記されています。かつては、この立場から国は国保財政に42%を投入しました。ところが1984年の法改正で30%に削減し、2018年には国庫負担を1兆円削減しています。全国知事会町村長会は、国が1兆円の補助をすれば誰もが安心してかけられる国保制度になると、国の繰入れを求めています。しかしそれに逆行し、国保の広域化で法定外繰入をなくすとしています。コロナが減ってきていますが、インフルエンザや新たな感染症の拡大が懸念されており、物価高騰や円安の進行、異常気象による温暖化による災害など、住民の暮らしへの配慮が今までに増して必要なときではないでしょうか。ましてや芦屋町には300億円を超える内部留保金があるのですから、住民に負担を押しつけることはありません。毎日を必死でぎりぎり苦しみながら生活している住民に心寄せ、芦屋町で安心して医療を受け、安全に暮らせるよう国・県の下請けではなく、芦屋町民のための施策がもっと充実する行政運営を行うことが必要であることを申し述べて、私の意見といたします。

○議長 内海 猛年君

その他ございませんか。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。議案第47号、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。芦屋町の国民健康保険特別会計は慢性的な赤字状態であり、現在は一般会計からの赤字補填を目的とした、法定外繰入金を受けている状況でございます。国保税の改正については、前回の改正は平成30年度で、その後改正に踏み切る自治体もある中、芦屋町はコロナ禍の景気低迷などが国保被保険者の生活に影響を与えていると判断し、令和3年、令和4年度と改正を見送った経緯がございます。今回の改正で一番の争点は、物価高騰が続く中、不安を抱える低所得世帯の大きな負担増にならないかということでございます。今回の改正点では、1点目「芦屋町の国保被保険者の半数以上の世帯は軽減措置を受けていること」、2点目は「国保被保険者の負担が急激に増加しないよう段階的に改正するもの」となっております。しかし、国保被保険者は事業者や年金暮らしの方が多く、「余裕があれば町が赤字補填すべき」との御意見もあることは事実です。ですが、令和5年度までの国の方針には法定外繰入金の解消期限は明示されていませんでしたが、国の法律改正により令和6年度の方針から令和11年度を予定とする解消期限の明示が義務づけられました。そのため、今後さらに国や県から法定外繰入金の解消、つまり赤字補填の解消が強く求められることになり、そのまま放置してよいとは思えません。低所得世帯でなくても、国保税の改正は痛手でございます。しかしながら今後の町財政を考える上で、赤字補填を目的とする法定外繰入金を解消しておくことや、今後も国保被保険者が安心して医療を受けられるよう、国庫会計の円滑な運営を実現させるためにも、私は今回の国保税の改正は、

致し方ないと考えます。

次に、産前産後期間の軽減制度の導入については、子育て世帯の負担軽減や次世代育成支援の観点から、産前産後期間相当分の国保税の軽減には大いに賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

**○議長 内海 猛年君**

ほかにございませんか。

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第47号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 内海 猛年君**

賛成多数です。よって、議案第47号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第48号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第48号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

**○議長 内海 猛年君**

満場一致であります。よって、議案第48号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第49号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長 内海 猛年君**

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第49号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

**○議長 内海 猛年君**

満場一致であります。よって、議案第49号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第50号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第50号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第50号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第51号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第51号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第51号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第52号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第52号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第52号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第53号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第53号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第53号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第54号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第54号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第54号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第55号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第55号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第55号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましてはこれを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

日程第10、議案第56号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

それでは本日追加提案いたしております、補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第56号の「令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入・歳出それぞれ2億8,500万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、財政調整基金繰入金を増額計上しています。歳出につきましては国の施策として電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加給付事業に係る費用を計上したほか、町独自の支援策として生活応援商品券発行事業に係る経費を計上しております。

なお、生活応援商品券発行事業につきましては、繰越明許の措置をしております。

以上簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第10、議案第56号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、議案第56号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第10、議案第56号については、別紙のとおりそれぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。ここでしばらく休憩いたします。

午前 10 時 19 分休憩

.....  
午前 10 時 55 分再開

○議長 内海 猛年君

再開します。

お諮りします。日程第 10、議案第 56 号については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○議員 6 番 本田 浩君

報告第 17 号、芦屋町議会議長、内海猛年殿、総務財政常任委員会委員長、本田浩。

総務財政常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告をします。

議案第 56 号、満場一致、原案可決。

以上報告終わります。

○議長 内海 猛年君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○議員 5 番 萩原 洋子君

芦屋町議会議長、内海猛年殿、民生文教常任委員会委員長、萩原洋子。

民生文教常任委員会審査結果報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第 56 号、満場一致、原案可決。

以上で報告を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

日程第10、議案第56号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第56号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、議案第56号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で討論及び採決を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じ、併せて、令和5年第4回芦屋町議会定例会を閉会いたします。長い期間の御審議お疲れさまでした。

午前10時58分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員